

人材紹介業務に関する基本契約書

(以下「甲」という。)及び株式会社 Kwin (以下「乙」という。)は、乙の甲に対する医師、看護師、受付カウンセラー紹介に関する業務の委託に関して、以下のとおり合意(以下、「本契約」という。)した。

第1条(業務委託の内容)

甲は、乙に対して、甲が必要とする医師、看護師、受付カウンセラーの候補者(以下「本件紹介医師等」という。)の紹介業務(以下、「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(本件業務)

1. 乙は、甲の依頼に基づき、適切な本件紹介医師等の探索をするにあたり、乙と提携する人材紹介企業からの紹介を含め、本件紹介医師等の探索を行い、甲に紹介する。
2. 甲は、乙に対し、必要に応じて職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを本件紹介医師等に明示して紹介を行うものとする。
3. 甲は、乙に対し、乙の要請に従い、本件業務の遂行に必要な資料及び情報の提供を行う。

第3条(選考採用)

1. 甲は、本件紹介医師等を自ら選考の上、適当と認めた場合には、本件紹介医師等に労働条件を明示して採用するものとする。
2. 甲は、本件紹介医師等の採用を決定した場合、乙に対し、直ちに本件紹介医師等の年収等の労働条件を通知する。

第4条(紹介手数料等)

1. 甲は、本件紹介医師等の採用を決定した場合、乙に対し、以下の計算方法で算出された紹介手数料(消費税別途)を、勤務開始日の翌月末日限り、乙の指定する銀行口座に振込送金して支払う。
振込手数料は甲の負担とする。
但し、紹介手数料が122万5千円を下回る場合は、紹介手数料は一律122万5千円とする。

【紹介手数料の計算方法】

丙(実際に採用された者をいう。)の採用決定時理論年収に25%を乗じた金額。

*採用決定時理論年収：月例支給額×12か月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数

*月例支給額：基本給・手当名称を問わず定額が支給される報酬・対価の総支給額(源泉税・社会保険料等の控除前の金額)

2. 甲は、本件紹介医師等を単発で採用を決定した場合、実績に応じた報酬・対価(実費除く)に25%乗じた金額を実績に応じて末締め、翌末にて支払う。
3. 甲は、本件紹介医師等を途中採用決定した場合、紹介から1年間の残月数×報酬・対価の総支給額(源泉税・社会保険料等の控除前の金額)に25%を乗じた金額を一括で支払う。
4. 甲が本件紹介医師等の採用を決定した場合、2年以内に、常勤・非常勤の別、勤務日数、勤務時間、その他の勤務条件の変更により、本件紹介医師等の年収が増加した場合、甲は、乙に対し、以下の計算方法で算出された紹介手数料を追加で支払う。

【追加紹介手数料の計算方法】

勤務条件変更前後の丙の理論年収の差額に25%を乗じた金額(消費税別途)

3. 甲が本件紹介医師等の採用を決定した場合、勤務条件の変更等により、本件紹介医師等の年収が減少した場合であっても、乙は、甲に対し、紹介手数料の返還、減額等を行わないものとする。
4. 甲は、甲の名義が病院、クリニックであって、かつ甲を運営する法人がある場合、甲は、本契約を締結する権限を有しており、本契約に基づく紹介手数料の支払義務を含む本契約の効力が同法人に帰属するものであることを確認する。

第5条(本件紹介医師等の退職時の取扱い)

1. 甲による採用後、本件紹介医師等が、その責に帰すべき事由により退職した場合、乙は、甲に対し、

以下の区分に従って支払済みの紹介手数料を返還する。

- (1) 勤務開始後1か月未満で退職した場合：返金率80%
- (2) 勤務開始後3か月未満で退職した場合：返金率50%
- (3) 本件紹介医師等が、甲の都合により退職した場合、乙は、甲に対し、受領した紹介手数料を返還しない。

第6条（禁止行為）

1. 甲は、本契約期間中及び本契約終了後3年間は、以下の行為を行ってはならない。
 - (1) 本件紹介医師等の採用前に、乙を介さず、本件紹介医師等に連絡すること。
 - (2) 乙を介さず、本件紹介医師等と業務委託契約、雇用契約を締結すること。
2. 甲が、前項に違反して、乙を介さずに本件紹介医師等と業務委託契約、雇用契約を締結した場合、甲は、乙に対し、第4条第1項により算定される紹介手数料を同額の金員を支払うものとする。

第7条（乙の免責）

本件紹介医師等が、甲における勤務開始日以降、その業務に関し甲または第三者に対していかなる損害を被らせた場合であっても、乙は一切責任を負わない。

第8条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関して又は本件委託業務遂行上知り得た相手方の営業上の情報で相手方が秘密と指定したもの（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報。
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっていた情報。
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報。
 - (4) 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。
2. 前項の義務は、本契約期間中のみならず、本契約終了後3年間存続するものとする。
3. 甲は、本件紹介医師等の個人情報を一切第三者に開示又は漏えいしてはならず、甲の業務遂行目的、採用目的以外の目的に利用してはならない。
4. 甲は、乙から提供された個人情報については、本件紹介医師等の不採用決定後は速やかにこれを破棄し、情報の抹消を行うものとする。

第9条（解除）

甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、何ら催告なしに本契約を解除することができる。但し、この場合に解除者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

- (1) 第4条の支払いを支払期日までに行わなかったとき
- (2) 公租公課の差押通知の送達、その他滞納処分を受けたとき
- (3) 債権者等から競売申立、強制執行（保全処分を含む。）の申立てを受け、または破産、民事再生、会社更生その他これに準ずる手続きの申立てがなされたとき
- (4) 手形の不渡りその他銀行停止処分を受けたとき
- (5) 営業停止、または解散決議をしたとき
- (6) 法令に違反し業務停止、資格停止、免許取消処分等を受けたとき
- (7) その他本契約の状況に違反したとき

第10条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面による契約終了の申し出がないときは、本契約と同条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、契約締結日現在、甲又は乙自ら、並びに甲又は乙の役員、従業員等若しくは株主及び取引先が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係団体
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団
 - (6) 本項第1号から第5号の者と社会的又は経済的関係がある者
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、甲又は乙並びに甲又は乙の役員、従業員等若しくは株主及び取引先が第1項各号に該当することを把握した場合は、直ちに相手方に対し報告を行うものとする。
4. 甲及び乙は、相手方が第1項各号のいずれかに該当し、若しくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、本覚書を解除することができるものとする。

第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈上の疑義については、甲乙誠実に協議し、これを解決するものとする。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲・乙各1通を保有する。

2024年 月 日

甲：

乙：株式会社 Kwin

東京都渋谷区渋谷 1-17-4 PMO 渋谷 13F

代表取締役 越堂聡子